

第14回子どもの権利・参画のための研究会

日時：平成20年12月26日（金）

午前10時から正午まで

場所：新都市ビル7階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 子どもの権利・参画のための指針について

(2) その他

3 閉 会

第14回 子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成20年12月26日（金） 午前10時から正午まで

場 所 新都市ビル7階第1会議室

参加委員 池口紀夫委員 市川まり子委員 岡田泰子委員 片山喜久子委員
黒木裕子委員 佐藤浩子委員 鈴木隆司委員

事務局

ただ今から第14回子どもの権利・参画のための研究会を開催させていただきます。皆様には年末のお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは以後の進行を池口会長にお願いいたします。

池口会長

おはようございます。よろしく申し上げます。

今回の会議は、子どもの権利・参画のための指針の前文に当る部分についてです。前文に当る部分と言うのは、総括的な理念を示す文章となりますが、その部分について全員で書いてこようという申し合わせのもとに、皆さんから案を頂いております。今日はその案についてそれぞれから御説明をいただきながら、まずは必要な要素がどのように書かれているか、挿入されているかその意図を確認し、その後、文案の詳細についても検討できればと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは早速、資料一覧の順番に従って皆さんが考えられた案を確認をしたいと思います。文案の意図についても御説明をいただければと思いますのでよろしく申し上げます。そういう進め方でよろしいでしょうか。

それでは「誰もがいきいきと輝く千葉県をつくるために」という題名の案の市川委員から申し上げます。

市川委員

以前もお話したことがあるのですが、この資料に「千葉県子ども人権条例を実現する会」の賛同団体とありますが、これは全部のメンバーではなくて途中で抜けた団体や最近参加した団体もあり、今現在の賛同団体です。こういう人たちが集まって子ども集会や学習会といろいろなことを行って、2004年に「千葉県子ども人権条例(素案)」をまとめました。素案作りには子ども、若者、大人が一緒になって分担して作りまして、それをあくまでもこういう条例を作りたいという素案で、ある意味当事者が作ったので、偏った内容ではあるかな

ということで、それをもちましているいろいろな子どもに関わる団体や子ども会に行き説明し、賛同してくださいとお願いし、そういう活動をしてきました。この前も、子どもの声がこの研究会で十分聞取りができていない、アンケートだけでは不十分だという話もあったのですが、市民レベルでこのような会を行って来て、積み重ねてきたものを、私としてはなんとかここに活かしたいという思いをもっております。2001年の学習会で、今の状況と変わっているかもしれないのですが、学習会をして素案をまとめて、私の指針案の下に入れたのが子どもたちがまとめた言葉です。これが子どもたちの言葉として、私は是非とも入れたいなという思いでまとめました。もう一つ「世界人権宣言」について、私の思いからすると、人権や権利というのが本当に理解されているのかな、人権・権利というだけで不当に扱われているのではないかという思いがあります。本当は誰にとっても人権というのは大事なことで、人権が粗末に扱われている社会はとても不幸な社会、誰も幸せになれない社会ではないかという思いがあります。子どもの権利や参画や人権というだけで、すぐ子どもの我がままとか今の子どもは贅沢で平和で豊かな社会で何の文句があるのか、という大人の声が聞かれるのですが、そうではないだろうと。子どもは皆おとなになるし、大人は皆子どもだったわけですから、子どもの権利を守ることが大人の権利も守っていくのではないかということで書いてみました。タイトルは仮のタイトルです。

『「誰もがいきいきと輝く千葉県づくりにむけて 子どもの権利・参画を推進するための指針」』

世界人権宣言は、多くの悲惨な人々の犠牲をもたらした戦争の後、二度と同じことを繰り返さないために、すべての人ひとりひとりに、平等で奪うことのできない権利があることを認め、自由で公平で平和な世界を創っていこうと、1948年12月に国連で採択されました。その理念を実現し、世界中からあらゆる人権侵害をなくすために、さまざまな国際条約が成立し、1989年には、子どもの権利条約がつくられました。しかし、今もなお、各地で絶えることのない戦争や紛争、世界規模の経済格差の下、食糧難、水不足、親の失業、行き渡らない医療・福祉・教育などによって、多くの子どもたちの生存も生活も成長も脅かされています。

では、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三原則を持つ日本国憲法の下、戦後63年間平和が続いている日本では、この千葉県では、子どもたちは、ひとりひとり、いきいきと輝いて暮らしているのでしょうか。住宅街から空地や路地がなくなり、自由に遊べる野山も開発され、整備された公園からは、子どもたちが愉快地に遊び笑う甲高い声が聞こえてきません。豊かな社会が造られる

中で、子どもたちの笑顔は少しずつ消えていき、現在の世界不況は、既に子どもたちの日々の生活に深い大きな影を落としています。

無くならない子どもたちのいじめ・不登校・非行・犯罪・自殺・・・と、子どもたちの問題行動とされていることは、子どもたちがこの社会に向けて突きつけた赤信号です。ここでちょっと立ち止まり、子どもたちの声に耳を傾け、子どもたちと一緒に、子どもたちだけでなく誰もがいきいきと輝ける社会へと造り直す時です。

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するためにと、2003年に次世代育成支援対策推進法が成立し、千葉県でも、行動計画に沿ってさまざまな事業が展開されていますが、安心して子どもを産み育てられるための環境整備とともに、安心して子ども時代を過ごし、いきいきと希望を持って成長できるための環境整備が必要です。

1994年に日本が批准した子どもの権利条約を、この千葉県で生かしていくための指針を、ここに、子どもからのメッセージとともにお届けします。

- ・ 私たちは祝福されて生まれたい。
- ・ 私たちは自分であることを否定されたくない。
- ・ 私たちはありのまま愛されたい。
- ・ 私たちは自分の意志で生きていたい。
- ・ 私たちはどんな暴力も受けたくない。
- ・ 私たちはどんな差別もされたくない。
- ・ 私たちはおとなともいっしょに話し合っていきたい。
- ・ 私たちは意見を出していきたい。
- ・ 私たちは自分に必要なことを知りたい。
- ・ 私たちは自分が持っている権利を知りたい。
- ・ 私たちが困っている時は手伝ってほしい。
- ・ 私たちは温かいご飯を食べ、温かい布団でしっかり守られながら眠りたい。
- ・ 私たちはゆっくり育ちたい。
- ・ 私たちの話を聞いてほしい。伝えられない気持ちがあることを知ってほしい。
- ・ 私たち子どもにはプライバシーがあります。
- ・ 私たちが間違えることを認めてほしい。やり直すことを応援してほしい。
- ・ 私たちのいろんな生き方を応援してほしい。
- ・ 私たち子どもを一人の人間として大事にしてほしい。

これが私たち子どもから社会へのメッセージ【手紙】です。』

以上です。

池口会長

ありがとうございました。文案についての議論は後にするにしても、質問がありましたらお願いします。

なければ、次は片山委員お願いします。

片山委員

宿題がでてから本当に勉強不足を痛感した数週間でした。普通という言葉が適切かは別として、ごく普通の学校を出ているいろんなことを見てきたつもりであってもいざ指針の前文を書くとなると、何も知らない何も分からないので、表面で書いたように見えるかもしれません。

切羽詰った子どもたちだけの声ではなく、逆にいうと普通と見られている子どもたちも持っている方向性の中に、危険なものもたくさんあるよという、今の私の立場で言って良いのか悪いのかは難しいところでもあるのですが、普通にみられている子どもも一歩間違えばすぐ大変な状況に陥れられてしまうような現状がありますので、それを踏まえて書いてみました。

タイトルは「子どもが笑顔で育つ千葉県であるために」と考えてみました。

『前文 黒潮めぐる房総の温暖な気候に恵まれた千葉県の、豊かな未来を約束するものは、ここに生まれた子どもたちの健全な成長をおいてほかに何かあるのでしょうか。貴重な人的資源である子どもたちをどのように育てていけば、未来の千葉県をより一層豊かで住みよいところにすることができるか、その方向性を示すものとして、この指針を作成しました。』

この指針の作成過程において、千葉県の現状と課題を把握するためにアンケートを実施しました。また、特別な支援を必要とする子どもの状況について、国、県、市レベルの関係施設でのヒアリングを通して得ました。その結果から、千葉県が今、子どもの育成において早急に取り組むべき課題を有していることを確信し、課題の解決と子どもが不幸な状況になることを防ぐために、子どもが笑顔で育つ千葉県を作ることを目的に指針を検討しました。

指針の基本的な理念としては、「憲法」および「子どもの権利条約」があります。わが国が子どもの権利条約を批准してから16年を経てなお、地方自治体においてその中で謳われていることが周知されかつ実現される手だてが明確に打ちたてられていない状況があり、先のアンケートと合わせて課題を踏まえて、指針となる理念を整理しました。

この指針は、二つの理念を示します。一つは、子どもを未完成な大人として見るのではなく、子どもだから見えることや子どもだけが持つ感性を様々な場に生かすことができる、「子どもという人格を尊重する仕組み」を整えたり、そ

のために子どもが持つ「子どもが幸せに育つ権利」について子どもを含む県民に広く周知を図ったりする「子どもの権利・参画のための指針」。二つ目は子どもが笑顔で育つ環境を整備し、大人の子どもの観を見直し、大人の役割と責任を明らかにする「子ども施策の指針」です。

さらに、こうした指針を実効性のある施策に反映させるために法制化を見通した提言をする委員会の設置が必要となります。この委員会においては一定期間の振り返りを評価する機能を有することが重要です。

以下、各章において、詳細を述べ、この指針に基づいた施策が実施されて子どもが笑顔で育つ千葉県であるために全ての大人が責任を果たし、すべての子どもの権利が守られることを願っています。』

以上です。

池口会長

ありがとうございました。質問がありましたらお願いします。

最後の方に書かれている、法制化を見通した提言をする委員会の設置と評価する機能とあるのですが、この指針を実際に具体化して推進するための委員会と評価をするための機関と理解してよろしいのでしょうか。

片山委員

そうですね。結局絵に描いた餅では困るので、実際には根拠となる法制化が必要となりますよね。ですので、根拠となる法制化としたうえでさらにそれに基づいて実施された、適切に行われたかをサイクルとして必ず評価する機能を持たせたいということです。その委員会そのものなのか、具体的にはみえてないのですが、そういう機能が必要だろうということを書いてみました。

池口会長

分かりました。他によろしいですか。

次は、岡田委員お願いします。

岡田委員

キーワードを挙げて書いてみました。

『子どもの笑顔、子どものいきいきとした姿は家庭、学校、社会の未来であり、宝です。私たちは「子どもはちからをもっている」ことを確信しています。私たち千葉県社会の子どもとおとなは、みんなで「子どもが大切にされ、子どもひとりひとりが自分を大切に作る千葉県をつくるために～千葉県子どもの権

利・参画の施策指針」をつくり、これを大切にし、広め、実体あるものにしていきたいと願っています。

指針は（A）県の子ども施策や事業の評価の基準になる、（B）子どもの権利への侵害がおきたとき、素早い対応ができる、（C）子どもの権利に不適切なことがおきていないか見守る、ことの基準になります。

これを実体あるものにするために、具体的な施策への提言、子どもへの年齢に応じた丁寧な広報、施策の評価の方法まで盛り込みます。

◎この指針の基となるものは、日本国憲法、子どもの権利条約、千葉県次世代育成の施策等です。

○日本国憲法における基本的人権（幸福追求権（13条）法の下での平等（14条）思想及び良心の自由（19条）信教の自由（20条）表現の自由（21条）等）

○子どもの権利条約の4つの柱

生きる権利（生存）

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て成長する権利をもっています。

病気やけがをしたら、適切な治療を受けられなければなりません。

守られる権利（保護）

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

育つ権利（発達）

子どもたちは教育を受ける権利をもっています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

参加する権利（参加）

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

○県の次世代育成施策

「子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域のみんなで支える」

◎子どもの最善の利益（children first）

子どもはおとなと同じ人権をもっています。しかし、年齢が下がるほど自然災害、人的被害を受けやすいという点では弱い存在です。私たちは、子どもが、「子ども言葉」で、からだや表情で訴えていることを注意をもって受けとめ、

子どもの側から子どもと一緒に考えていきたいと考えます。

子どもは、経験、知識はおとなより少なくても、ハート、熱意で考える純粋さに優れるという特徴があり、その存在、直裁な表現で、おとなと一緒に社会をつくっていくパートナーです。

◎ お互いの信頼と共同と時間がないと子どもは育たない。

① 子どもたちは、じっくり時間をかけ、つぶやきのようなものから意見を聴いてもらえる。

② 子どもたちは、年齢に応じて、この指針や子どもの権利条約などの情報を与えられ、理解できる。

③ 親・教師・保育士・行政職員・地域の人々などが子どもの権利条約を学び、理解する場がある。

一般的に、少子化や子どもの安全への不安から、子どもの声や姿が公園やまちで少なくなっている今の地域社会では、子どもへの関心が知らず知らずに薄れ、子どものことが分からない、“いいかげんさ”が許せない、失敗を許せない社会になりつつあります。加えて、片親家庭・外国籍・子育て家庭の貧困化などの社会の困難さが原因で、孤立し、自己肯定感が低い子育て家庭と子どもたちが増えているのは千葉県も例外ではありません。問題がおきた時には、プロセスを大事にし、みんなが参加し、まずは子どもの意見・意向を尊重してねばり強く、解決に向かいたいものです。問題を長期化させないために、指針の中に、オンブズなどをはじめとする調整機関は必要です。子どもがエンパワーされ、子育て家庭がエンパワーされ、学校の先生もエンパワーされるために必要です。』

以上です。

池口会長

ありがとうございました。質問はありますか。

鈴木副会長

エンパワーとは日本語でいうと何ですか。

岡田委員

力を付けられるというか、パワーを得る、与えるという意味です。

池口会長

他にありませんか。

それでは次は資料5の黒木委員をお願いします。

黒木委員

前文を文章になっていないのですが自分が考える過程を書き出してみましたので、太字にしているところが前文の中に入れ込んでもらいたい部分です。

『前文に記述したい2つの要素～自己尊重と「子ども市民」

指針を作成するにあたっては、千葉県の子どもの現状に立脚することが基本だと思います。

現状把握の方法として、私たちは、千葉県の子ども達とその親達へのアンケートを実施してきました。サンプル数としてはやや少ないように感じますが、質的には以下の点で充実していると思います。①子ども達に、何をされたか、何が起こったかということを知っているのではなく、どう感じているのか、を中心に知っていること。これは子どもの側からの視点を獲得するのにとても有効だと感じます。②子どもだけでなく、親にも問うていること。これは、子ども達の感じたことから問題を抽出するのに役立つと思います。

私たちはまた、子どもの現状を総合的に把握するために、あるいは、アンケートで拾えなかった劣悪な環境にいる子ども達の現状を認識するために、専門家からヒアリングを行ってきました。

アンケート、ヒアリングのみならず、当事者である子ども達自身の声を聴く必要があると思います。策定過程のどこかできちんと実施する必要があると思います。

今日の時点では、一番頼りになるアンケート結果で、特に気になったことは、約50パーセントの子ども達がいじめ、親からの暴力に曝されていることです。その行為自体もちろん問題ですが、そのことによって、子ども達の自己尊重力が低下する、自分をたいせつな存在だと感じられなくなることが、一番重大なところなのではないかと考えます。

こうした現状と、現場で感じていることを踏まえて、前文にまず子どもの誇り、自己尊重、「子ども達ひとりひとりが親や周りのひとびとに愛情をもって丸ごと受け止めてもらえること、自分をかけがえのないたいせつな存在だと感じられること、自分の存在を誇らしく思えること」を入れたいと思います。文章にすると以下のようなのでしょうか。

私たちはたいせつにします。

子どもたちひとりひとりが未来に希望を抱いて生きていくことができるように、親や周りのひとびとに愛され、丸ごと受け止めてもらえること。

子どもたちひとりひとりが、いじめや暴力から解放され、自分をかけがえのな

いたいせつな存在だと感じられる、自分の存在を誇らしく思えること。

また、現状の課題解決だけではなく、子ども達にこうあってほしい、子どもとおとなの関係、子どもと社会の関係はこうあってほしいと願っていることがあります。「千葉県次世代育成支援行動計画」にもある、「子どもを保護の客体とするのみならず、『子ども市民』と捉える」方向性です。子ども参加、子ども参画が日常になる社会です。

私が所属する（特）NPO佐倉こどもステーションでは、2001年、NPO法人になるとき、子どもたちと話し合い、設立趣意書を作成しましたが、その冒頭は以下の書き出しにしました。

“こどもたちは、一方的におとなから守られる存在でしょうか。こどもたちは、弱くて頼りなくて、おとなが何もかも用意しなくては育たない存在でしょうか。私たちは「そうではない。」と考えています。かといって、放任、放棄を提案するものではありません。私たちは、こどもたち自身が、おとなと同じように一個の独立した人格を持ち、権利の主体者であるという子どもの権利条約の理念に基づいて、こども自身の中にある力を信頼し、こどもたちが社会の中で主体的に生きる人間になることを、支援します。”

子ども達といっしょに活動して体験的に得られたことですが、成長する子どもの存在そのものが私たちを元気にしてくれる、だけではなく、子どもの発想力、正義感、柔軟性、にはちからがあります。健康で元気な子ども達はいっしょに社会を良くしていく仲間として十分信頼に足る存在だと思います。

子ども達の「健康で元気」な状態には、子どもの権利条約の、12条「意見表明権」13条「表現、情報の自由」などを根拠に、小さい頃から、よく聴かれ、表現を存分に受け入れられ、さまざまな活動に参加、参画が保障されることの栄養が欠かせないでしようし、特に、31条「休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」の遊ぶことは今とても重要な要素になっていると思います。こうしたことは、その後の具体的な記述で表現すればいいと思います。

前文に記述したい二つ目は、子ども達が子どもそのまま社会の一員である「子ども市民」の考え方です。

わたしたちはたいせつにします。

子どもたちは子どもそのまま社会の一員です。

おとなはこども市民である子ども達といっしょに社会をよくしていきます。

子ども達が愛され丸ごと認められ自分を誇りに思えること、そして、子ども達といっしょにこの社会を良くしていくこと、のふたつが最も言いたかったことです。欠けているところを補うとすれば、子どもの権利条約の四つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が子ども達に必要な不可欠の

ことを網羅していると思います。』

以上です。

池口委員

ありがとうございました。質問はありますか。

それでは次に、高橋委員は欠席されていますが意見を提出されていますので事務局からお願いします。

事務局

『自立援助ホームを運営していて、子ども達から感じることは、やはり不安と孤独が課題かと思えます。不安は安心へ、孤独は愛溢れる暮らしへと変換していくことが大切だなと感じます。子ども達が権利を知り、自分に起きるすべてのことに参画することで不安と孤独が解消されることを祈ります。

「子どもたちがあたたかな愛に恵まれ、この社会に安心感を持って生きれることを願う。安心感を感じ生きること、自分と向き合う勇気や将来への期待や、幸せになることへの渴望を育て、愛に恵まれることでひいては人を大切にする気持ちを持てる。それは、大人だけでも子どもだけでも作り上げることはできない。ともに、かけがえのないたった一人の人間として尊敬しあい、認め合い、心の声に耳を傾け、共に解決に向かう。どちらかが、一方的に傷つけられたり、虐げられることは絶対にあってはならない。この施策が子ども達の気持ちや意見を大切に考え、子ども達の健やかな成長を見守る礎となり、すべての県民が共有し、具体的な活動となれば・・・」

孤独から愛溢れる環境へ、不安を安心へ変える権利意識・・・』

以上です。

池口会長

ありがとうございました。それでは私の前文案について。

「子ども支援の指針 前文」と書きましたが、あまり適切ではないなと思えます。子どもの権利・参画のための指針というほうが適切だろうと思えます。

『子どもは「子どもという人」として今を生きています。子どもは社会の中でどのような状態にあったとしても、ありのままで尊重されるべき価値のある人です。子どもは自分が価値のある大切な人であることを実感できることで、他の子どもも大切にするようになり＜共に生きること＞を実現していくことができます。

そして、子どもは成長しようとしている人です。子どもは大人に常に語りか

けています。大人が子どもに向き合って、子どもの願いや訴えや思いをしっかり聞いて理解して欲しいと思っています。その求めを受け止めて健康と成長を守り支えて欲しいと願っています。そのことによって大人も成長していくことが必要です。そして、子どもは大人とよく話し合いたいと思っています。大人は子どもとよく話し合って、子どもが自分を実現しようとする営みを支えていくことが必要です。そのことによって子どもは安心することができます。

子どもは子どもに関わる全ての場面で自分の意見を述べ、活動に参加し、達成する喜びを実感し、自信を獲得したいと願っています。子どもは「与えられたり」「教えられたり」する存在から、成長するに従って自ら考え、行動し、参加していく人になっていきたいと願っています。これからの千葉県社会は大人が作り、子どもに提供するだけでなく、子どもと共に喜びのある社会をつくり実現していくことが大切です。

このようなあり方をこの千葉県社会において実現していくために、以下のようなく子どもの権利・参画のための指針を定めます。』

これが本文です。その意図について書きました。

第1点は、子どもに対する見方を明らかにしようということです。人権とは自分が自分でありうることが絶対必要条件だと思いますが、あるべき自分とそうなることを求められている今時点の自分とが引き裂かれ、自分を肯定することが困難になっていることが、もっとも大きな子どもたちのストレスであり、痛みとなっている現状があると考えます。いわゆる不登校の子どもだったり、あるべき自分の姿と実際にそういう方向にはいけない自分と引裂かれ状態です。いぶん苦しんでいます。障害児も成長発達から非常に遠くにあるという尺度ではかれ、ともすれば従来は欠損部分を測定して、その欠損について価値が少なくされる。それを訓練によって成長発達に近づくにつれてその価値を認められるという価値判断があり、社会はそれに対して反省をして、特に国際障害者分類 I C F の考え方も 10 年間かけて議論した結果変更されたのですが、その最大のポイントは、障害は機能的な障害の欠損もあるが、欠損した機能に対して社会が支援しないことが障害なのだということに大きく転換してきたという経過があります。これは障害者差別撤廃にも繋がる基礎的な障害者の権利に関する考え方です。このことはすべての子どもたちに当てはまることであって、そのために2つのポイントがあると思っています。一つは、現在の既存の社会に子どもを適応させていくという考え方やあり方によって、子どもは指導されたり訓練されたりすることが一般的であると思っています。いつもそのことによって、子どもが現在の自分でありえなく、違う自分にならないといけないという要請に対して非常に大きなストレスを感じていると思います。子ども自身が自

分について努力するという事は、そういうモチベーションではなくて、自分の興味関心やモデルがあることによって努力集中していくということが本来のあり方ではないかと思えます。

子どもは既存の社会にどれだけ適応できているか、どれだけ大人に近づいているか、どれだけ大人の注文に応えられているか、ということで価値づけられるものではなく、今そのままではかけがえのない人であることが承認されなければならない。

2番目、同時に子どもは自分を実現するために成長しようとしている人であることが承認され、社会がそのことに対して責任を持つことが必要である。自分を実現しようとするために成長しようとしているというのは、機能的に成長発達して完成することが最終目的ではなく、自分自身の本当にやりたいことを実現しようとしていくことが重要です。そのために成長しようとしているので、そのことを守り育てていく責任はきちんとおさえないといけない。よく子どもは保護の対象ではないといわれますが、保護の対象だけではないと考えるべきであって、健康や食、住、発達権であるとか保育権であるとか、そういうものは社会が責任を持って保障するということが基礎になれば、参加も何もないのでからおさえるべきである。しかし、その営みは大人が＜与え、指導する＞ということではなく、子どもの＜求め＞に応える視点が重要であり、かつそのことによって大人も育つことが必要である。つまり子どもの成長支援は大人と子どもの共同作業であることが理解される必要がある。先ほど言いましたように、社会が子育てについて責任を持つべきであって、責任が放棄されているところに虐待等の問題がおきているわけです。大人が一方的に子どもを育てていくということではなく、子どもは出生と共に大人に対して様々な訴えや求めをしているわけで、そのことに耳を傾け向き合って理解をしてそれに応えていくということが、子どもの子育てや教育、保育、成長支援にとって最も重要であり、その転換はおさえないと思う。だから、子育てというのは協同作業であって、そのことを通して大人自身が育っていかなければならない、変わっていかなければならない、親は最初から産んだから親ではなく育てながら親になっていくこともおさえないと思えます。

3点目は、子どもは社会に適応すべき人ではなく、子どもとしての意思を持って社会に参加し、子どもも大人と共に社会を形成していく主体として承認されなければならない。適応することは必要ですが、それは一方的に子どもが合わせていくということではなく、今生きている社会に対して子どもなりの意見は当然持っているわけで、その意見を表明しながら社会に参加し、社会を変えることもあるし新たな社会を作っていくという主体になっていくことが、人と

して容認されなければならないのではないか。

素っ裸の本文だけ書いたきらいがあるのですが、後の意見交換でおさえますが、私の文章は考え方の根拠としての法律の歴史が抜けていて、幸い他の方の案にその辺はおさえられているので、私の中には欠けているなと思いました。以上です。

子どもの現状についての問題点の指摘はあまり書いていないです。ここはあ
るべき姿、目標としての形を書くところなのでそのことだけに絞って書いたつ
もりです。

何か御質問はありませんか。

子ども観の問題として、言葉では子どもは未完の人であったり未成熟だつたり
そういうことではなく一人の固有の尊厳をもつ人であるという表現がされます
が、未熟であることは事実なのです。未熟であることが駄目なのではなく、
未成熟であることによってその子どもの価値が減じられる、軽くされるとい
うことが問題だと思います。だから子ども観には2つの側面があって、一つはど
この時点のライフステージを輪切りにしても、お年寄りだろうと子どもだろう
と赤ちゃんであろうと、どの時点でも一人の完全なる人として尊重されなけれ
ばいけないということが重要だと思います。子どもだけではなく大人だろうと
障害者だろうとどんな人でも変わらないこと。ただ子どもの固有性は育ちゆく
人であろうと。これから育とうとしていることは現時点で、ありのままでいい
という表現はしますが、そのままでいいということではないです。ここは間違
ってはいけないので、きちんとしておかないといけない。成長を社会が責任を
もって支援しないとイケない。ただ従来は、それは大人の責任として、大人が
人間像や教育像をもってそこに子どもを近づけているというふうにいわれがち
だったので、親にとってみれば親の思惑というか親の理想に向けて子ども
をしつけていくということになりがちだったので、そうではなくて、子ども
も自身は特に自分を実現しようとしているわけで、それに向き合って応えてい
って共同作業に入っていくというという視点が成長支援にとっては重要なポイ
ントではないかと私は考えました。

それでは佐藤委員お願いします。

佐藤委員

以前出した「ユニセフの子どもに優しいまち作り」などを大きく考えて盛り
込みたいと思うのですが、自分の言葉で盛り込みたいこととして考えてみまし
た。

『「こどもの権利・参画のための施策指針」前文に向けて盛り込みたいこと。

千葉県の子どもたちが、ありのままで素晴らしい存在であり、生きていていいのだと言う気持ちで生活していくためには、何が必要なのでしょうか。

私達が関わる日常の様々な現場から見える風景のほかに、より多くの現状や課題を知るために、親と子どもをついにしたアンケート調査や、子どもの救済機関である県内の各種相談窓口などへのヒアリング調査を実施してきました。

その中で、子どもたちがいじめや暴力にも合い、自尊心を傷つけられることも多く、もともと持っている抑圧を跳ね返し生きる力を十分活かせず、生きにくい日常を送っているという現状が見えてきました。

千葉県として、子どもの権利条約や日本国憲法、そして県の次世代育成施策にもうたわれている項目を確実に推進していくために、ここに指針を作成し、広く子どもの周りに周知・実行していくこととします。

子どもは、生まれたままで尊い存在です。泣いたり笑ったりと、人と繋がる生きる素晴らしい力を持って生まれてきます。生まれた世界が、あなたは大切な人だよと包み、子ども自身が私は大切にされて生きていていいのだと思える自尊感情が、何よりもよりどころとなります。何らかの周りからの抑圧があったときに、しっかりと取り除いていける信頼できる大人・制度・救済支援機関などを整える事により、抑圧を内在化させて自尊心を深い傷つきにしていけない責任は、私達大人にあります。子どもが子どもとして生きていくことを保障し、子どもたちが大切にされるまちづくりのための指針です。

子ども達は、聞いてくれると思わなければ語りません。もしも傷つくことがあったとした時に、恐怖や無力感を話せなければ、人格形成に支障をきたし、問題行動や症状となり、それに対応していくことはたくさんの時間と専門家と費用も必要となります。未然に子どもたちが、安心してじぶんを大切に生きていく社会を保障して行く必要があります。子どもの声をしっかりと取り入れた施策作りをベースに、声を取入れていく機能を備えた基盤が、子どもの暮らす家庭・教育現場・地域に体系的な形であることが望まれます。

子どもへの虐待対応の方向として、子どもの自立が出口としてありますが、そこには、土台としての人権の尊重、ここは人権という言葉をあえて使いました。権利の中には義務を伴うものと伴わないものがあります。人権というのは義務を伴わないものです。皆さんが議論でマークされるのは、義務を伴う権利で、例えば子どもは車の運転免許を持ってないですが、免許は一定の条件があって初めてとれて、そこには交通ルールを守るという義務が伴うわけです。そういう権利のことで、子ども自身の生きる権利の中の義務を伴わない人権と一緒に考えてほしいなど常々思っています。

土台としての人権の尊重、柱としての法律・施策などがあり、防止・啓蒙の

分野、介入・保護の分野、治療・回復のケアの分野、調査研究の分野とあり、4つの風通しよい流れが必要で、早期に体制を強化します。

また学校は、安心な場所で嬉しい育みの場、新しい学びの場の保障が必要です。支援の必要な子ども・家庭が発見でき、日常的に繋がれる場としても、虐待防止法の中で位置づけがされています。家庭の機能不全の中では、子どもの育ちが保障できず、成長に著しい影響が出るので、子どもの人権を守るためには、専門家の介入と共に、地域での連携した長期的な支援も必要です。

社会的養護施設の中には、より丁寧な学び落とし・学び直しができるシステムを備えた長期的な日常的支援が基本にあることが必要です。』

子どもが社会的に弱い立場であり、衣食住の生活を依存していたり、発達途上にあり社会的に弱い立場であったとしても、子どもは一人の人間として子ども主体で考えていいということや、独立した子どもオンブズも必要なのかなと小さいまちでも都市部でも同じ保障がされ、参加型のプロセスが必要だと思います。

以上です。

池口会長

ありがとうございました。質問はありますか。

なければ最後に鈴木委員お願いします。

鈴木副会長

『子どもの権利・参画のための施策指針。』

1. 前文の性格。前文は、本施策の理念（基本的な考え方）を示すものである。本指針は、子どもが千葉県ですこやかに育つことを基本としているのみならず、自ら将来の千葉県をよりよい地域としてつくりあげていく権利主体としての自覚と責任ある“次世代”へと形成していくための基礎となる考え方を示すものである。前文では、子どもをいわれのない侵害から保護するのみならず、人格ある存在として新しい社会を築く主体という“子ども像”を描き出し、その理想像の形成にむけて大人がなすべきことをきちんとなし得るシステムの創出を述べる。

2. 前文の要素 上記の役割を示すために以下の記載事項を要素とする。

①子ども像を描く。子どもは保護される存在であるとともに、自分に関わるすべての場面で意見を述べ、参画することができる人格ある主体である。

②千葉県は、こうした権利の自覚と責任ある次世代とともにつくりあげていく地域である。

③憲法、子どもの権利条約。法律的位置づけが必要であろう。

④大人が子どもとともに築く社会。そのために大人がなすべきこととして、大人の意識の変革（子どもの価値への感覚）、保護と権利を保障する社会システムの形成

⑤参画には段階があるので、ひとつひとつ実現していくことが必要ではないか。』

このことを考えてまとめました。次のかぎかつこの中にはタイトルを入れようと思ったのですが、思いつかないので「 」です。

『3. 文案 千葉県は、ここに子どもの権利・参画のための施策に関する指針「 」を定める。この指針「 」は、千葉県の未来をともに築く子どもたちを育て、よりよい社会を形成していくための大切なよりどころとなるものである。

日本国憲法及び子どもの権利条約に定められているように、人は生まれながらにして自由でありかつ平等であるという基本的人権を持っている。「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第11条）とされるように、この権利は子どもであっても例外ではないと考える。また、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とあるように、われわれの努力なしには、権利の保持がなされていかない。これも子どもにとっても例外ではないと考える。

本指針「 」では、子どもは単に保護される存在であるにとらえるだけでなく、権利の保持やよりよい社会の形成に主体的に関わりつつ成長をとげていく存在であるにとらえる。子どもは自分に関わるすべての事項に対して意見を述べ、参画することができる主体的な存在である。同時に、このことは大人が子どもの意見に耳を傾け、ともによりよい社会を築きあげるという大人の自覚と責任を要求している。これからの千葉県は、こうした権利と参画に対する自覚と責任ある人々によってともに作りあげていく地域となりたい。

そのためには、千葉県の現状をふまえた上で以下に示すような基本的な考え方を示し、子どもの権利と参画を追求していきたい。本指針「 」では、子ども自身の権利と参画への意識化、大人の責任と役割の自覚、保護と権利の保障する社会システムの形成を具体的に実施する施策が必要であると考え。

子どもの権利と参画のための施策は、はじまったばかりであり社会的・一般的には認知され難い現状があることも事実である。しかし、千葉県では理想をかかげ、一歩ずつ理想に向けて着実に歩んでいくためにこの指針を定めるものとする。』

池口会長

ありがとうございました。質問ありますか。
前文の性格、前文の要素1・2というのは実際に文章を盛り込むのですか。

鈴木副会長

全部盛り込んだらこの文章になる。作り方として、役割なり性格なり位置づけを考えないといけない。そのためには一体要素として何が必要なのかを考えないといけない。それから文章をくみ上げていく。こういう作り方をしていくといいのかなと思っています。

一番最初に、これ何なのですかというのが皆の中に理解がないとぶれると思うのです。これは中身にまわしたほうが良いのではないかとか、これはここで書くのではないかとか様々あると思うので、その次にこういう中身を盛り込もうと。ざっと見せていただくと、さまざまな中身があると思うので、余すところなく立挙して重なっているところはまとめながらいくつかの要素にして、その要素を基に文案を作っていく。そういうやり方をすると組立がしやすいのかなと思って、それを自分の中でやってみました。

岡田委員

千葉県人権指針とクリーム色の表紙にあります。あの中に子ども編があって関連的にはここと齟齬がなくていいのですが、やはりもう一歩進めてこれを作りたいという願いがあります。なので、できる限り具体的なことが書ければいいと思います。

池口会長

推進のためのシステムが必要であるということですね。先ほど片山さんもおっしゃっていましたが、絵に描いた餅にしないための仕組みが必要である。

市川委員

今もう人権指針はあるのに、なぜここに新たに作るかということアピールする言葉が必要かな。中身に盛り込むのは具体的なことがないことには。ただそれを前文に盛り込むのは何かということと、中身を分けていかないと。

岡田委員

前文には盛り込みますよということまで前文に入れればいいと思います。具

体的にはその後に書く。

池口会長

具体的な仕組みが必要ですよということをいえればいい。どういう仕組みを作りますというのは、各論でいい。それは1点共有して確認できることだと思います。先ほど片山さんはそれをさらに具体的におっしゃったわけですね。推進する機関が必要、また評価する機関が必要。

片山委員

それは今どうしても必要だと思いますよ。そうでないと、やりっぱなしになってしまう。どうなったというのを必ずもう一回確認しないといけない。出しっぱなしで終わってしまう。

池口会長

当然各論で仕組みは具体的に書くのですが、それを総括的に前文でおさえておくという趣旨ですね。

こういうふうに後の議論をしてきたいのですが、ひとつはやはり書かれた内容が適切であるかどうかは当然議論すべきなのですが、結構違う視点で見たら、何だこれということもたくさん出ますから、そういう検証も必要だと思います。その前に今岡田さんから出たように、どういうことをこの前文で盛り込むかの意見が皆さん違って、具体的なこともいっている方もいるし、千葉県の子どもの状況でさまざまな状況までいっている方もいるし、そういうところまで盛り込んでいくのか。私なんかはまるで素のまま書いています。先ほどいいましたように根拠になる既存の法の精神を入れていくかどうかとか、入れ込むべき内容とそこまでは書かないほうがいいんじゃないかという面と、それらを少し気づいたところから。人の案なのでそのまま尊重するのではなく、率直な評論をしていただかないと詰まっていきませんので、そういう形でお願いしたいと思います。

黒木委員

鈴木さんが前文の性格を出されているのですが、これをきちんと合意していないと次へ進まないかなと思います。

池口会長

そう思います。ということは、性格と要素の部分をきちんとおさえて、鈴木

さんが提示していただいたものをもとに。

鈴木副会長

前文は基本的な考え方を書くところです。そうすると今の話で、具体的な仕組みが必要だという話も、考え方としたら絵に描いた餅にしないで実現性あるものにしたいという考え方を盛り込むわけですね。もう一つは基本的な考えとして大事なのは、会長は「子ども観」と言われたのですが、私は「子ども像」で、子ども像があるとその像に向けて頑張っていくイメージをもつから良くないといわれていたからそれもそうだなと。「子ども観」というのは非常に重要だと思います。それも基本的な考えの中に必要なのかなと。どうしてかという、子どもをどう見るかによって権利・参画の指針、施策というのは全然違う方向にいくから。今の皆さんの御意見を聞いていると、単純にいうと権利主体の子どもなのですが、それは言い方が難しいので、それを上手く言えればいいのか。会長の案でいくと、単に保護されるだけではなくて自分達が主体で意見を言えるんだよとか、皆さんの中にもいくつかありましたけど、大人と一緒にパートナーとして社会を作っていくとか。そういう方向性がひとつあるのかな。それを確認しておいたほうがいいのかと思います。一方では岡田さんのように、子どもの権利の侵害だとか不適切なことが起きていないかだとか、要するにネガティブなものを排除するという機能も必要だと思う。前向きなのとアンチ後ろ向きというのかな、その両方が必要なのかなと思います。その辺がまず理念としては大事なのかな。後は法的根拠というのが、市川さんの出していたのが多く、子ども観は大体一致できると思うのですが、例えば根拠とした時にどこまで書くか。

市川委員

私もここは書きすぎかなと思いつつながら。

池口会長

全部書かないといけないとなると、歴史をそのまま語らないといけなくなるので、それはもう第一次大戦から人権宣言は出ているわけで、第二次大戦の人権宣言もひろってとかそうなるから、それはやはり歴史を述べるところではないので。

市川委員

子どもの権利条約の根拠というか、子どもの権利条約というだけでも拒否が

あるからそうではないんだよという。

池口会長

そういう意味では、鈴木さんが憲法の条文を明確に書いていただいたのは良かったなと読んでそう思いました。

佐藤委員

基本的人権ということが書かれて、侵すことのない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられるというのを書いてもらえると。

池口会長

憲法と子ども権利条約でおさえるぐらいでいいのではないかな。

黒木委員

そうですね。憲法を入れないと、子どもの権利条約だけでは駄目なんですよね。

鈴木副会長

憲法を入れるのは当然ですが、もうひとつは千葉県の指針なので、次世代育成支援をどう入れるか。黒木さんの案の「子どもを保護の客体とするのみならず、『子ども市民』と捉える」と計画にもこう書いているということを書いたほうがいいのか。

鈴木副会長

事務局の方にお伺いしますが、この行動支援計画というのは、レベルというかどんな扱いになるのですか。法律ではないですね。

事務局

次世代育成支援対策推進法という法律にもとづいて都道府県が行動計画を作ることになっているのですが、その法律にもとづく計画です。県として次世代育成支援にこういうふうに取り組みますよという基本指針です。

片山委員

誰が出すのですか。

事務局

県です。

片山委員

県というのは議会を通しているということですか。

事務局

議会を通しているものではないです。

片山委員

条例だと議会を通していますよね。そうではないのですね。

事務局

県が執行機関として法令に基づいて作っているということです。

岡田委員

次世代の法律は10年の時限立法でしょ。今ちょうど半分くらいきて、それにもとづいて千葉県独自のものを作って、でも今の時点では普遍的なものとして捉えて今作る指針としてはいいのではないかと。

事務局

10年間のスパンの計画を作るようにと決まっていますが、当初は5年分の前期の計画を作って、それを見直し踏まえつつ後期5年をさらに作るということで、今年から来年が見直しの期間となっています。

市川委員

根拠は国の次世代育成支援対策推進法が根拠でそれに沿った行動計画ということだと思う。

鈴木副会長

一番知りたいのは、県の計画に書いてあるとここに書いて、県の計画がころっと変わってしまうと話がずれてきますよね。そんなことにならないのかなというのが一番心配です。

事務局

行動計画がそっくり変わるわけではなくて、前期の計画というのは10年間の前期5年間という位置づけで作っていますので、それを踏まえながら後期5年間について見直して計画を作るので、基本的な考え方が大きく変わるというのは想像しにくいです。ただそれぞれの文言が入るか入らないかは変わるかもしれませんが、今まさに作業部会や県民会議で、この研究会もその位置づけになっていますが、皆さんに参加していただいて後期計画を作りはじめていますので。

黒木委員

作業部会の中では指針的なものを見直す方向ではなくて、具体的な施策を見直すということですね。

鈴木副会長

むしろ我々がこういうことを大事にしてほしいと逆に訴えて、変えて欲しくないという主張をしていけばいいわけだから、そしたら矛盾しない。

市川委員

今、後期計画を作っている最中だから、だからこそこれをしなければいけないわけ。

池口会長

いいのではないのでしょうか。もちろん見直しに制限は全く無いと思います。だからこそ次世代育成支援行動計画の前期で盛り込まれた特に第1章の計画の理念・考え方についてこの研究会としてみた場合に、それは極めて大事だと賛同できると思うならば、我々の中により強化していくという考え方でよろしいのではないかと思います。将来変わることはありえるかもしれないけれど、それは当然現時点で強化していくということでよいのではないのでしょうか。

子ども観で市民として捉えること、パートナーとして捉えるということはそれぞれの案の中で皆さん共通なので、それはおさえないといけない。それから鈴木さんが整理していただいた中で、私も欠けていたなと思うのは、この運動を進めてきて必ず出てくるのは、ひどい被害を受けている子どものこと、虐待であったり非行であったり、ドロップアウトされている問題と、普通に暮らしている子どもたちも大事だとか、その子どもたちはそのままいいわけではないとか、そういう議論が必ず出ていました。救済的なセーフティーネットが必要な子どもたちのことばかりやっていると、こういう運動の中で反発していな

くなる人もいたぐらいです。一方で、ごく普通の健康な子どもの問題だけでやっていると全く物足りないというか、シビアな子どもがいるのに向き合わないで一体何になるんだという声も当事者サイドから当然出ます。こここのところの調整というか融合というか、これはこのテーマに関しては絶対命題だなということとは長く思っていました。融合しないと一般化しないのですよね。シビアな問題は私も長い間やってきましたし、児童福祉の問題や虐待とか、それは必要だけど、そのことだけだとそこでクローズドになってしまう。そこでよくいうのですが、劇場さんのチャイルドラインなどは割合ごく普通の子どもたちが相談できる窓口として機能しているなど見えるわけです。両方がやはり必要だということにしないと、市民的になっていかないというのはあるので、そこは少し入れたほうがいいのではないかと。

岡田委員

私は少し言葉を入れるかどうか迷ったものに、「かけがえのない存在、大人がそうであるように」ともう少しで書きそうになったぐらい。子どもの権利の話しをすると、自分自身が子どもの時代から大人になるまでにあまり大事にされてこなかった人たちがいて、すごく腹が立つというように直接言われたことがあります。厳しくスパルタで育てられたとか。そういうふうにされたからこそ自分の意味があるという肯定とか。いろいろなものが大人の中にもあって、そういうことを言われた時には困った。大人もひとりひとりかけがえのない人権があるというのをいいたいです。

池口会長

それは私も仕事環境の中で、学校の先生から何度も言われました。「子どもの権利というのはいいけど、おれたちの権利はどうなっているんだ」

片山委員

それは親たちもそう思うよね。親も辛い思いをして子育てをしながら。子ども支援も必要だけど大人支援も必要なのですよ。実は子ども支援を適切にするためには、適切な大人支援をしないといけないのが現状ではあるのですが、ここに盛り込むかどうかは大変悩むところです。

養護教諭の研修会に行くと、「そこまで考えていいの」とかいろいろな医者やカウンセラーさんの話を聞いて、縛りにあっていた親御さんが「気持ちを素直に言っているんだ」とかそんなレベルで自分を開示して行って子どもに優しく接することができるようになったとかあります。もしかしたら推進していくと、

それを受け入れられない大人へのアプローチが壁になるかなというのがあります。

岡田委員

これは普及させていくプロセスの中で丁寧にやっていけばいいのでしょうかね。

池口会長

そういう議論は必要だし、理解も必要だし子どもも意見をもっていて、うちの親を助けてほしいとかサポートしてもらいたいとか、養護施設の子どものものなのですが、そういうぐあいに敷衍していくとどんどん広がっていくので、子どもに限定したほうがいいと思います。

市川委員

私は誰もがいきいきと輝く千葉県を作るためにとつけたのは、それがあつてです。いきいきとした子ども時代があつて、いきいきとした大人時代があるし、一緒に同時に今の子どもも大人も、子どもの権利を尊重することで今の大人の状況も一緒に考えていくというか。子どもの権利・わがままを聞くだけではなくて、子どもの状況と大人の状況両方とも今のままでは誰も幸せではないといいたい思いがあつて。私はほつとスペースという子どもの居場所をしています。昼間は親子で来るんです。中には虐待傾向のある人もいるし、障害を持った子どももいるし、地域だからあらゆる問題に関わつて大人も子どもも出入りしているのです。だから子どもも大人も両方とも、もつといきいきしたいねという思いがあつて、子どものわがままを助長させるというのではなく、子どもの権利を尊重するために大人の権利も一緒に大事にできる社会を作るといふ方向性を示したいなという思いがあります。

池口委員

それは先ほどのおさえかたで、憲法の規定で大人も子どもも全く同じだといふことでいいと思う。

市川委員

子どもの権利・参画を推進することで、誰もがいきいきと生きられる社会にしていこうという、推進することで社会全体も良くなるという方向性を示せばいいなと。子どもだけを大事にするのではなくて。

池口委員

そこは内容としてはパートナーシップの部分。

市川委員

そのことが社会をもっとよくする、大人にとっても居心地良い社会を作っていくという。

池口委員

それは私の案にも入れたつもりです。

黒木委員

私たちも劇場系なので普通の子どもたちだけ、とてもあやういです。ずっと関わってきているのだけど、市の中で地域福祉の活動でいろいろ調査した時に、障害のある方々を訪れたり目が見えなかったり耳が聞こえなかったりする方のところになかなか直接声が届かないので、ヒアリングにいてお話をきいたりしました。聞くことによって非常になんとかしなければいけない緊急の課題があることが初めて分かったし、動いたのですが、すぐ救済しなければいけない方々のところと普通に暮らしている子どもたちのところと、一緒に目指す目標みたいなのが前文に盛り込まれていたらいいなと前から思っていました。何をいったらどちらの目標にもなるかなと。一方でネガティブなところもあって、私の実感ですが、愛情というか愛が全体的に欠けてきていると思う。日本人の子育ては、おっぱい飲ませたり抱っこしたりおんぶしたり、愛着形成を小さい頃からしているのに、今すごく薄れてきている気がしてならない。きっと親も子もつらいんだよ。だから高橋さんの案の中に愛情というところで、そうだよなと思ったりもしました。自己尊重もあるけれど、そういう言葉が入らないかなと思ったりもしました。

佐藤委員

私は無条件の愛情という言葉が欲しいなと思います。条件付の愛情の中で犯罪がおこるし、保護にまわらざるをえないというのがベースにあるので、条件つきではなく無条件で愛されることが安心した日常生活を手に入れられることとつながる。

黒木委員

スウェーデンの教科書の中に「子ども」という詩があるのですが、この中に

「可愛がられた子どもは世界中の愛情を感じることができる」という皇太子さまが誕生の時に読みになった詩があるのですが、やはりもらわなければ自分が実行することができないので、子どもたちにきちんと伝えなければいけないし、それは大人の責任かなと思います。衣食住も必要だけど、心の問題が今皆を不幸にしている気がしてならない。

池口会長

全くその通りなのですが、ただ社会的な場面でこの問題は相克があるのです。道徳的あるいは「べき論」で言われる。講演会などで演者がいう中に、愛情もちろん入るのですよ。愛情も入るのですが、「べき論」で入ってくるのです。皆をしかっているように語るのも、だんだん聞いている人の頭が下がってくるんですよ。具体的におっしゃっているのですが、子どもや親にとっては逆に抽象的になっていく。それだったらかえって人権のイロハを言っていたほうが、包括的に抵抗なしに承認することができる。発達論には間違いなく愛着関係が成立しなければ駄目なのは明確です。

黒木委員

何が一番大事なのかというところが、まだ自分の中にびたっときていないです。

岡田委員

“かけがえのない”ということと、“まるごと”というのが何人かの言葉にあって、私の言葉にないから是非入れたいと思う。前回の委員会でも思ったのですが、自分が思春期の時自分を励ました本が山本有三の路傍の石で、主人公が吾一というのです。それでとても揺れて価値がないと思えた時に、君の名前は我は世界に一人しかないというのがあって、自分が中学生の揺れる時期にすごくそれに励まされました。かけがえのない一人だということを周りの大人がいったのですが、境遇が不幸だったのですが“かけがえのない”ということと“まるごと”という言葉が子ども観でいえたかどうかと。

池口会長

無条件でいった時に必ず出てくる議論があるのでそれは皆さんの中で整理してほしいのですが。“無条件”と“ありのままで”という言葉は私も使っているのですが、使った場合、では人を殺した少年はそのままでもいいのかという問いはけっして特殊な感覚ではなくて一般的に出てきますので、それはきちんと説

明できる根拠を明確にしておかないと軽くなりますからね。

委員

“かけがえのない”はどうですか。

池口会長

それももちろん議論はあります。そんな少年に人間としての資格はないという感覚はあまねくありますから。当然そういう少年は罰を受けるべきだし、社会に戻すなんてとんでもないというくらいの強い感覚があります。歴史的にはこのテーマは戦後長い間障害児・者に向けられていました。

佐藤委員

それは古い考えとして新しい考え方に立つというふうにできないですかね。

池口会長

それは書かないほうがいいと思います。

原理的に説明しないといけないと思います。“ありのままで”というのは、人を殴ってそれを認めていいといっているわけではないです。私的にいえばそのこと事態が不幸な表現なのですけど。成長できない子どもの苦しきの表現なのですが。

それと、私が書いた文章でひとつ意図的に書いたところがあるのですが、自分自身が大切にされ尊厳を守られることによって人も大切にできるようになるという一文はいかがでしょうか。子どもひとりひとりが、自分を実現する権利の主体であり参加する主体であるという方向性は間違いなくいいのですが、もうひとつの共生社会を作っていくという考え方は絶対必要だと思います。共生の原理はひとりひとりが大切にされることによって人を大切にできる、これが私が非行少年と長い間向き合ってきたの大転換点のひとつです。自分が大切にされないで人を大切にすることはありえない。

佐藤委員

それは人権意識の核たるところですよ。

池口会長

“共に生きるという”部分を入れたほうがいいのではないかと思うのですが、それでも、自分ひとりだけが実現するのではなくて。

佐藤委員

自分が大事に思えたら人も大事にできる。それは被害を受けることも防ぎ、加害をすることも防ぎ、傍観者も作らないという共に生きていくというところにしっかりと方向性があると思います。

池口会長

これも必ず議論で出てきます。権利と責任の問題として。「権利、権利とばかりいうからわがままになる。人に迷惑かけて省みない子どもたちをつくる。」

黒木委員

共につくるというか、大切にされれば人も大切にすし、社会のために何か自己実現していくと思います。

池口会長

かつて教護院におけるある場面で実習生が、子どもに「あなたもっと人に優しくしなさいよ。」と言ったら、「優しくされたことがないのに、優しくするというのはどういうことかわからない」と言った。全くそういうことだと思います。

佐藤委員

触法行為した子どもというのは、自分を好きだとか大事だと思う子は100%いないです。何かが抑圧しているわけですね。社会から周囲から。そしてその子の生きる力を奪い、自分を大事だと思えなくさせた何かプロセスがあってそうなってしまう。自分を大事だということを生まれる前から感じられるところに生まれて、肯定的なものをたくさん受取ることによって、自分を大事だ、だからこそ周りも同じように大事であってという、その視点は大事だと思う。

池口会長

そういう内容は共有できるということによろしいでしょうか。

鈴木副会長

若干、予定調和ですね。自分が大切にされたから周りも大切だ。そういうふうに言われたことが周りを大切にす可能性が大きいのは理解できるけれど、

必ずそれに繋がるかはいいい切れなのではないかなど。必要条件ではあるけれど、十分条件ではない。それよりも、大人の権利はどうなのかという話からずっときましたよね。要するに子どもだけの問題ではなくて、大人も含めた社会全体の問題。では社会全体がアンハッピーになっているのは一体何なのかという時に、先ほど市川さんが最初に言われた、「人権がそれとして正当に扱われているのかということに私は非常に疑問があります。」と、そこが一番説明しやすいのではないかな。それが根本なのかなど。会長も先ほどいわれましたが、そんなふうにいるからおかしいのではないかというのだけど、そこなんですよ。それは人権に対する理解が不十分でだったり、それが正当に理解されているにもかかわらず扱いが不十分である、そういう現状が問題だということをきちんと訴えることが、この指針の役割ではないかなと思います。その部分を書けばいいのかなど。その中には今言われた、“かけがえのない”等さまざまなことが沢山あるのですが、そこにいくもう一步広く、前文で書く文はその部分。もし具体的に中で書くとしたら、それは実はこういうことを想定して考えているともう少し丁寧に書く。ここはあまり文章も使えないし、できるだけ誤解のないように書くとしたら、そこが基本かなと思うのですが。自分自身が大事にされるから、人を大事にするというのは、確かに原理ではあるけれど、その原理がうまくいってないということをいうのがこの役割かなど。何故うまくいっていないかは、後を読んでもらったら分かるよと。

アンケートでいじめを受けたことがあるのは50%程度。何故そんなことになるかという、自分自身が大切にされていないかもしれないけれど、やはり人権がそれとして正当に扱われていない場面があるからそうになってしまう。その本人自身の責任もあるだろうけれど、そういう雰囲気の中にいたら、そうせざるをえなくなるだろうし。

池口会長

自分が本当に大切にされれば、私は他の子どもも大切にしようと思うと思っています。特に日本の矯正教育は明治33年に法律化して以来、成果をあげているのですが、問題はそういうあり方をきちんと承認する社会になっているかどうか。権利基盤型の共同体になっていけば、ひとりひとりが大切にされることによって人も大切にようになっていく。逆をいえば、シビアかなと思いますが、大切にされなければ人を大切にすることも困難であるということのほうがかさはあると思う。ただ、この原理はものすごく重要な原理です。障害児の保育や養育で必ず質問されるのは、障害児がいじめられるのですがどうしたらいいのですかという、その時私が答えるのは、いじめている子も大切に

てください。障害があろうとなかろうと、同じように大切にしてくださいということ。そうすることによって子どもたちは互いの違いを認め合った集団を作るようになりますから。これは必ず実際作るようになるのです。予定調和ではなくて原理そのものがそういう状況を生み出すのです。ただ力関係もありますから、あるいはその集団を支配している大人、管理している大人の考えもありますから、そういうことによってはいくらやろうとしてもなかなかできない状況があるだけのことで、原理には間違いはないと思います。そのことは、権利、権利と言うからわがままになる、人に害を与えるような子どもになるという議論にきちんと向き合った時の原理だと思います。そうしないとその議論に説明ができないのではないですか。

岡田委員

そういう状況は、池口さんがオンブズ的な立場で仕事をされていて、初めて見えてきたりすることで、日本の子育てはどちらかというと家庭の私的なことに閉じ込められている傾向があるでしょ。学校でも先生と子どもの世界で調整機能があって、初めて子どもは社会の子であって、おきてきたことはどういうことなのだろうかということは、皆で協同して眺めあって、そして皆で解決すれば結局ハッピーになれるよと社会化をしていくことと、共に生きるということを結びついて初めて少しずつ目の目をみるような気がします。

池口会長

先端の部分だと思います。私たちの相談活動を通じて地域で承認されつつあることは、今までやってこなかったこと。それは何かというと、家庭内の親・加害者はアメリカなら再教育が義務付けられます。そうではなくて、私たちの今実践していることは、加害者の親支援をつくる、生活支援をしていく、生活の安定を図ることによって虐待を解決していくというあり方によって虐待が予防されるというのが、実践的に大分見えてきていますから、承認されてきているわけです。今までその視点がなかった。虐待された子どもをどうやって分離し、救出していくかということだけで、親支援、生活支援をしなければ再統合はできないのです。このあり方の原理は、やはり今のことなのです、その人自身を加害者だからといって、考えなさい・自己教育しなさいというのではなく、支援をすることによって変わっていく。困難ですが、でも間違いなく改善していています。

佐藤委員

修復的司法というのですか。

それを司法というと日本では法律がまた力をもってしまうことがあって、修復的責任というように考えていて、誰が被害を受けたかといったら、地域の市民が虐待みたいなことがおきるというのは、被害者は地域や市民だという考え方。日本は法律や刑法が、誰が被害者かといえば国であり国の法律が破られたことですよね。その視点なので、どちらかというと被害者支援の部分がすごく弱い。そして加害者擁護になってしまったりと問題があるので、地域ベースでやっていくことは、全世界で修復的司法は行われていて、ニュージーランドやアメリカ、カナダなどにおいても地域でその問題を考えていくというやり方がベースなのです。なので罰を与えるとかそういう考えではなく、その人が抱えている背景になっている問題をしっかりと地域が考え、解決していく。

池口会長

矯正教育があれば当たり前のことで、怒ったり訓練しているだけでは絶対駄目。そこは日本の矯正教育の非常に優れたところなのです。少年院の教官が子どもを殴ったとか虐待したなどが記事になったことは、ほとんど皆無に近いです。

片山委員

鈴木先生の手書かれた文案は、タイトルが抜けた状態ですよね。

池口会長

タイトルはいちおう最後までいったあと決めましょう。

片山委員

それに基づいて下に書かれているのは、鈴木先生らしいなど。性格から要素からおさえて書かれているということで、まとまって書かれているなど感心しています。

池口会長

私は特に最後の、そうだけれども千葉県では理想を掲げてそこを目指して皆でいきたいと思います、ここが好きですね。やはり冷静なほうがいいと思っております。ただし一箇所だけ、そこにいこうという気持ちがこもった表現は絶対に必要だと思います。最後に出してくるところが憎いなという感じです。

市川委員

今までに皆が知っていることが書いているのだけど、書き方が難しいですね。言いまわしが。誰に向けて書くかというのが、冊子にして県の指針として置いておくだけでなく、県民に、子どもにも大人にもアピールしていく文として、もう少し分かりやすい言葉がいいかなと思います。ここに皆の思いものを。

池口会長

大体の内容は入っているとおっしゃったように、鈴木さんの文案というのは非常に論理的だしおさえておくべきものをおさえていると思います。ただ難しいというのは、概念化している要素が多いので、これを下手に砕くと饒舌になって沢山書くことになる。内容を明確にするためにはいったん饒舌になってもいいと思いますが。それをもう少しわかりやすい言葉でという作業は最後にしたらどうですか。

岡田委員

子どもへのところは広報ですということ、私も前回すっきりしたので、そうではなく今度は一般の文ですね。

池口会長

それくらい割り切らないと、中途半端になってしまいます。

今日としてはそろそろ時間なのですが、他に言い残したこととか言いたいことはありませんか。

実は私も市川さんが使われた、子どもから社会への手紙を作った側の人間なのですが、私は特に大好きなのです。手紙というのがまたいいなと思う。ただ、これを活かすとしたら鈴木さんに作っていただいた全体のデザインの中の、子どもの権利内容の部分として入るのかなと。この後千葉県の子どもの現状がきて、第三項目で子どもの権利が入ってこの後に社会の責任が入ってくるわけだけど、子どもの権利内容の部分に活かしたいなとも思っています。手紙の内容を見たら、権利内容がほとんど入っていますよね。

市川委員

あと障害児とか極端な子どもではなく、普通といわれる子どもがおかれている厳しい状況、私の身近にいる子どもがおかれている状況、離婚や親の失踪や虐待などにさらされている子供たちの現状の中で、指針が必要だといいたい

す。子どもたちがまあまあ暮らしているなら今更いらないだろうけどそうではない。なぜ今この指針をあえて作る必要があるかというところをここに込めたいなと思います。

黒木委員

ひとつははっきりしていて、子どもを人格ある存在として、一緒に大人も子どもと社会を作っていく仲間として描き出すところは皆納得しているのですが、ネガティブな部分なんです。そこがまだ言葉になっていないなど。それぞれまるごと受け止めるとか自己肯定感を高めるなどいろいろありますが、そこがまだみえてないなと思っています。

池口会長

前文のところではいろいろ書かないほうがいいのではないですか。救済しなければいけない問題があるとか。

市川委員

個別の救済ではなくて、今の子どもたち全体がおかれている社会の状況というか、この社会の中で子どもたちがどんなふうに生きているかというか。

鈴木副会長

そこでその指針が何故必要かというのは書かないといけないと思います。具体的にアンケートの結果は後段で書けるので、ここで必要なのは先ほど会長が言われたように、本来ならば自分自身が大切にされることによって人も大切にすることに繋がるような共生社会であるべきだけれど、なかなかそこがうまくいってない、その現状をなんとかするのは今すぐにでも必要なのではないか。つまり人権が人権として正当に扱われていないのが、さまざまなことから見えてきた。

池口会長

分かりました。それでいきましょう。人権内容はまさに子どもの権利条約ができたことによって、非常に今日の水準として国際的にもスタンダードができたわけだから、それが我々の地域で現実になりにくい状況があることを踏まえて、千葉県指針を作りましょうと。作るだけではなくて実現しましょうという決意を示すということでいきましょう。

片山委員

前文の中に子ども像のことが一般的な表現をされていますが、千葉県のアンケートやヒアリングから得られた千葉県の子どもという表現は必要ないないですか。まとめた表現が。それがあると特別支援を必要とする子もそうでない子もこの指針がどうしても必要だというちょっとしたさわりになるような気がします。一般的に憲法で唱われているから、だから千葉県も作るよ、というのではないほうがいいのかなと私は感じたのですが。詳細は入れる必要はなく、以下の各論でいえばいい。そのような類のことが述べられたほうがいいのかな。

池口会長

最終的にそのことを確認して、もちろん進めながら新たに視点やおさえるべきことは出てくると思いますが、それはまたその時に議論することにして、今回はとても貴重な留意点がおさえられたてよかったなと思います。

もう一度検討して、次回は語句も含めて検討してその時点では前文はとりあえず最終版という意識でいきたいと思います。その時には千葉県の今の子どもの状況に入りますので、鈴木さんに書いていただくのがいいと思いますが、実際に文案を皆が作らなくても、用意してきて自分の意見を出していただかないと研究会の意味がないのでよろしくお願いします。

事務局

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

長時間にわたりありがとうございました。